

小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な主な財政支援制度一覧

※ 下線部分は平成29年度概算要求における拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当課等
		H28 当初	H28 2次補正案	H29 概算要求額	
地方創生推進交付金	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組み（政策間連携）、先駆的、優良事例の横展開を支援	1,000.0	-	1,170.0	内閣府地方創生推進事務局
地方創生拠点整備交付金	未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金	-	900.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における以下の取組を支援 ・市町村が行う集落ネットワーク圏計画の作成 ・地域運営組織の組織体制の確立、活性化プランの作成 ・活性化プランに基づく事業（生活の安全・安心確保対策、都市と地域の交流・移住促進対策、産業振興、地域文化の保存・伝承対策等）	4.0	2.0	9.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、農福連携や「農泊」を推進する取組、定住・地域間交流を促進するための施設等の整備を支援	80.0	-	150.0	農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存施設の再編・集約等に対する支援について、NPO等による事業も補助対象に追加する等の拡充を行う	2.4	-	2.4	国土交通省国土政策局 地方振興課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当課等
		H28 当初	H28 2次補正案	H29 概算要求額	
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.37	-	0.56	国土交通省総合政策局 物流政策課
地域公共交通確保維持事業	(ソフト) ・バス・デマンドタクシーの運行費等 (ハード) ・バス・デマンドタクシー車両の更新費等	229.0 の内数	11.3 の内数	281.4 の内数	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
地域福祉活動体制強化事業	(1) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化、複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。 具体的には、複合的な課題を抱える相談者を支援するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、市町村において専門職を配置し、包括的な相談体制を構築する事業を実施する。	5.0	-	10.0	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
	(2) 住民による地域福祉活動体制強化事業 小中学校区等の住民の身近な圏域で、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）等の専門職によるバックアップのもと、地域課題の把握、住民団体等によるインフォーマル活動への支援、公的な相談支援機関等との課題の共有を行い、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。	-	-	20.0	
学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業	学びを通じた地域課題解決やまちづくりの取組を促進するため、関係者の学びと対話、ネットワークづくりの場として、全国7箇所程度において、「学びを通じた地方創生コンファレンス」を開催する	0.3	-	0.3	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費（旧地域エネルギー供給拠点整備事業）	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援、③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業への支援を実施。	30.5	0.0	25.5	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当課等
		H28 当初	H28 2次補正案	H29 概算要求額	
過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費（旧石油製品流通網維持強化事業）	石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するため、①SS過疎地等におけるSSの生産性向上、②SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換、③環境・安全対策を行う中小SS等への支援を実施。	7.7	0.0	14.5	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
石油製品安定供給確保支援事業	災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンド（SS）による燃料供給体制を確保するため、①自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備、②中小SSの生産性向上による経営安定化への支援を実施。	0.0	61.0	0.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画事務事業編」について、その大胆な強化・拡充や取組体制の整備に向けた調査・検討に係る費用を補助 加えて、先進的な取組を行うことを条件に、同計画に基づく庁舎等への省エネ設備導入も補助	50.0	-	50.0	環境省総合環境政策局環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助	60.0	-	75.0	環境省総合環境政策局環境計画課
防災・減災、国土強靱化及び地域の低炭素化に資する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コージェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池等を導入する事業を支援	-	19.9	-	環境省総合環境政策局環境計画課

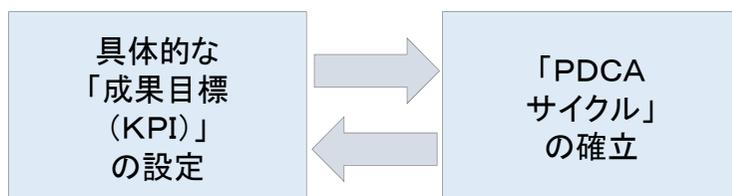
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、**小さな拠点** 等
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

・ 地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆移住促進/生涯活躍のまち

・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版 DM O・地域商社)

・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地方創生推進人材の育成・確保

・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生力レッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆地域ぐるみの働き方改革

・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

地方創生拠点整備交付金

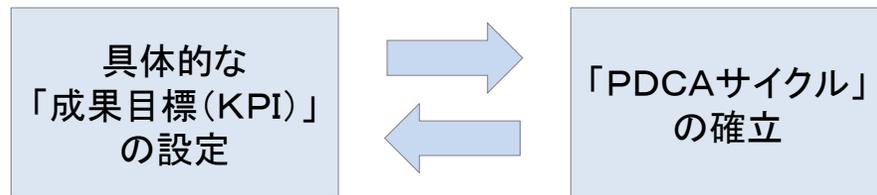
28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

- ① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

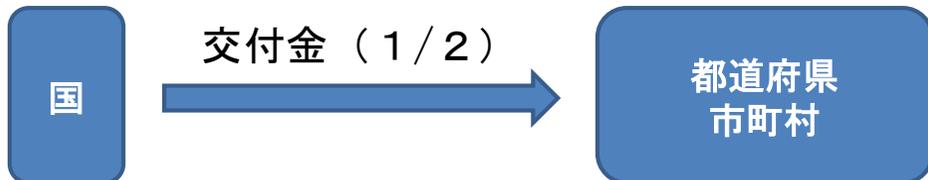
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



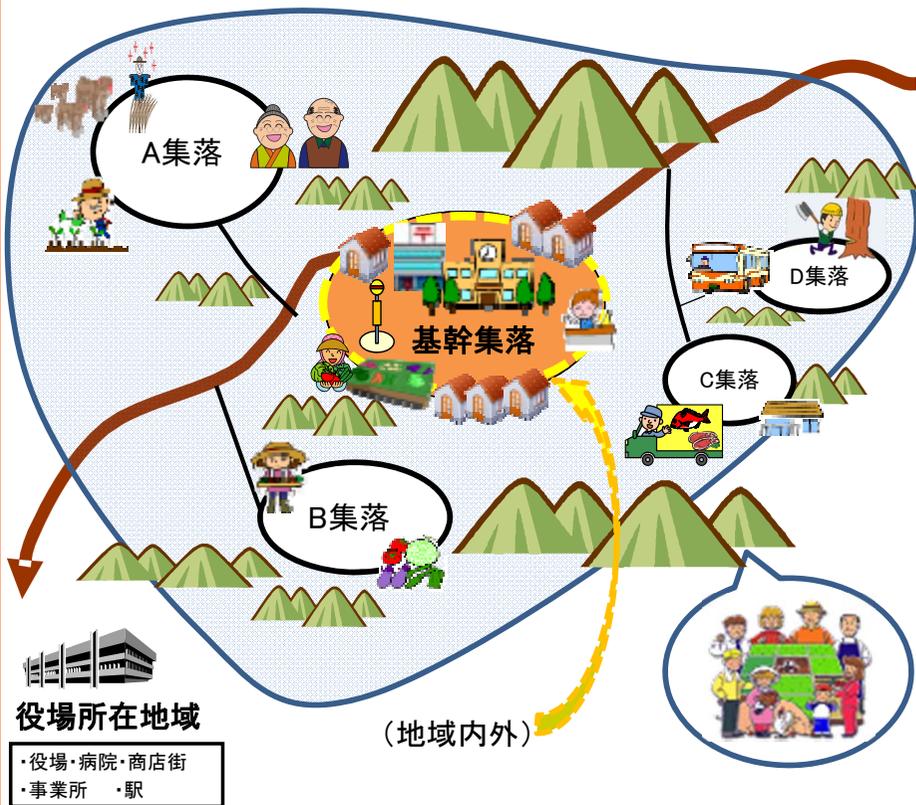
期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

- 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

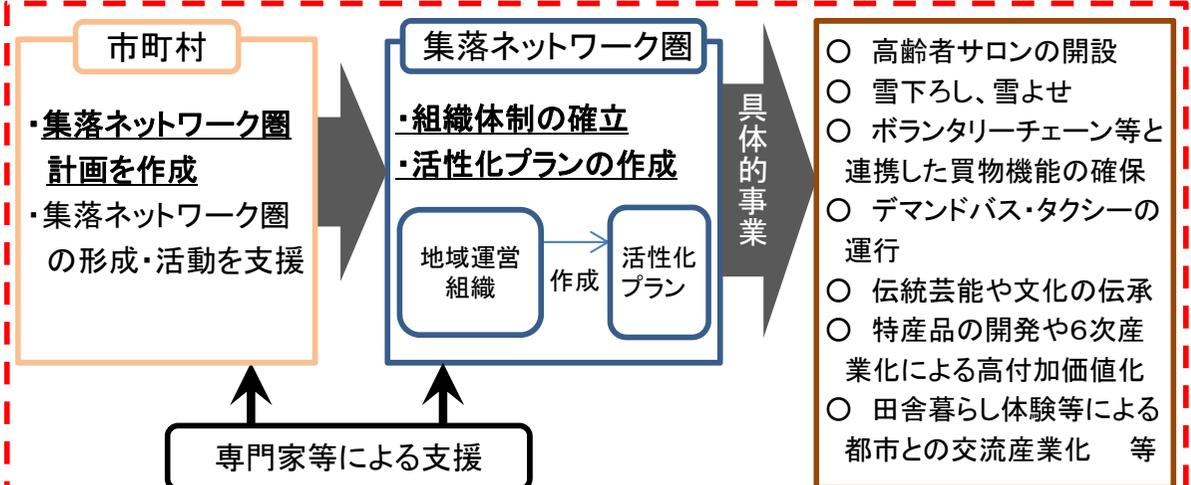
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織)
※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成28年度当初予算額 400,000千円
平成28年度補正予算(案)額 200,000千円
平成29年度概算要求積算額 900,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び
活性化プランに基づく活性化のための事業



平成27年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

～地域の課題に総合的に取り組む事例～

つやまし

「あば村」集落ネットワーク圏(岡山県津山市)

《ネットワーク圏の概要・現状》

- ・ 8集落(約230世帯、約560人)
 - ・ 平成17年津山市と合併した旧「阿波村(あばそん)」
 - ・ 幼稚園の休園、小学校の閉校、地区唯一のGSの撤退
- 「あば村宣言」(H27.2)

JAの撤退後、住民出資の合同会社を立ち上げ、GS・購買を運営



《課題》

- ・ 地域の支えあいなどの機能強化
- ・ 地域の農産加工物の生産、販売体制の拡大

《主な事業内容》

●生活の安全・安心確保対策

住民出資の合同会社により、GSを高齢者世帯の買物支援、地域の寄合の拠点として機能強化

●産業振興

・ あば商品の統一パッケージ作成、EC(電子取引)サイト充実

による販路拡大

・ 小学校跡地に計画する農産加工・交流施設の実施設計



●その他

阿波地域に関わる多様な主体(法人組織)の統合を検討し、地域総合商社化を目指す取組を推進

～ICTを活用した地域のコミュニケーション強化や人材育成に取り組む事例～

よしじまちく

かわにしまち

吉島地区(山形県川西町)

《ネットワーク圏の概要・現状》

- ・ 22集落(約730世帯、約2,620人)
- ・ 人口減少、高齢化(高齢化率33%)
- ・ H19年に吉島地区の全世帯が加入する「NPOきりりよしじまネットワーク」を設立し、住民参加の地域づくりを実施

《課題》

- ・ 世代間関係の希薄化、コミュニケーションの分断化
- ・ 地域の担い手が不足

《主な事業内容》

●ICTを活用した地域総合支援アプリの開発を行い、買い物支援、見守り等のサービスをはじめ、住民生活の課題に対する地域や行政の支援策をアプリに集約



●都市部の学生や教師と連携し、地域づくりコーディネーターを育成するため、地域の若者と共にワーキング・グループを設置

●地域経営マネジメントの研修や視察を通じて、解決プロジェクトの立案や住民へのプレゼン、プロジェクトのトライアルを実施

47 農山漁村振興交付金 【15,000(8,000)百万円】

対策のポイント
 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住、「農泊」等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

＜背景／課題＞
 ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大している。
 ・近年増加している環境構築の雇用機会が重要である。新たな労働力として期待する農業側に対応した受入総活の新たな雇用機会を創出することが重要である。
 ・また、障害者等が活躍の場を創出し、期待する農業側への期待が増大している。
 ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・交流等を推進し、農山漁村の活性化を図る。また、都市と農村との取組、農福連携、農山漁村の活性化を推進します。
 ・更に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進します。

政策目標
 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

＜主な内容＞

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 3,910(1,915)百万円
 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや滞在及びインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」等の推進など、地域的及び受け入れられる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の発信などを、地域資源を活用する取組を支援します。

2. 山村活性化対策 1,000(750)百万円
 山村の地域資源等を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の

3. 農福連携対策 500(一)百万円
 農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するため、障壁を取り除き、導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動、体制構築、普及啓発等の取組を支援します。

4. 農山漁村活性化整備対策 9,590(5,335)百万円
 市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

【事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等】

お問い合わせ先：	対流対策及び農福連携対策に関すること	
都市農村共生	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
地域活性化対策	農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
山村活性化対策	農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化	農化整備対策局地域整備課	(03-3501-0814)

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 特に、平成28年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進するための地域の受入体制整備、「農」「林」「水」の各分野における農林漁業体験の充実、滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援。

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○「農泊」の推進

訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するため、新たなメニューを創設し、受入体制整備、ホームページ等の多言語化、外国人向け体験プログラムの企画等と併せ小規模な施設改修等（古民家の改修、トイレの洋式化等の整備、Wi-Fi環境の構築等）を支援



体験プログラムの開発



古民家等の小規模な改修



外国人の農村体験

- 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報発信など、地域資源を活用する取組を支援



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



味噌作り体験

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）
- 実施期間：

都市農村共生・対流対策	：上限2年
地域活性化対策	：上限5年
人材活用対策	：上限3年
- 交付率：定額（上限800万円等）

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域製品の加工・商品化

農福連携対策（新規）

- 農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動や体制構築及び普及啓発等の取組を支援

- 実施主体：社会福祉法人、民間団体
地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年
- 交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ生産

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援
- 「農泊」を推進するための滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等



定住希望者の一時滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等



農産物直売施設

「農泊」の推進に必要な施設整備



廃校や古民家を活用した滞在・交流施設

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

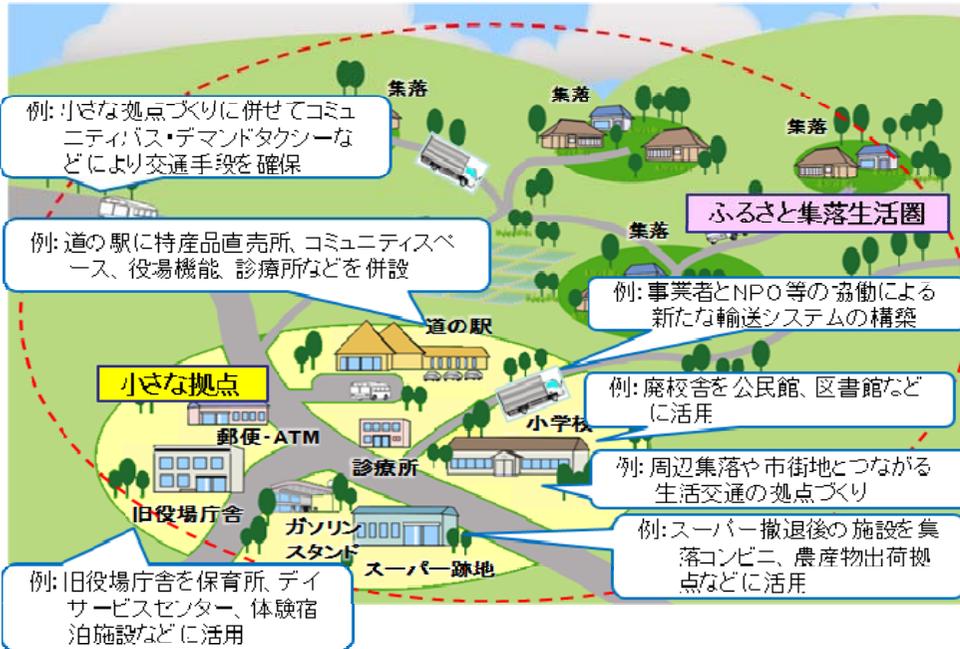
「農」と福祉の連携プロジェクト

農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

「小さな拠点」の形成推進(施設の再編・集約等に係る支援)

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設の再編・集約等に対する支援について、NPO等による事業も補助対象に追加する等の拡充を行うとともに、再編等に係る取組の評価・分析手法の検討等を進める。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

(※下線部は平成29年度拡充要求に係る部分)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等(間接補助)
- 対象事業
 - ・遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修、買取
 - ・ネットワーク拠点施設(コミュニティバスの駐車施設等)の設置

○「小さな拠点」連携・普及推進調査

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行うとともに、こうした「小さな拠点」形成の取り組みに係る事後的評価や目標設定に活用可能な評価・分析手法の検討を行う。

改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業

- 本年改正された物流総合効率化法に基づいて、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等に対して運行経費支援を実施。
- 総合効率化計画は物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みを支援対象とする。

**（流通業務総合効率化事業）
認定対象となる事業イメージ**

①モーダルシフト推進事業

鉄道・船舶も活用した効率的な輸送手段の選択を推進
⇒より少ない人員での大量輸送を実現

トラックによる輸送に代わり鉄道・船舶等の大量輸送機関を活用

②地域内配送共同化事業

積載率や運行頻度の改善により、無駄のない配送を実現
⇒荷主や地域も巻き込んで、貨物混載・帰り荷確保等の共同輸送を加速し積載率を向上

- **省力化された効率的な物流の実現**
⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現
- **トラックドライバー不足の解消**
⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持
- **CO₂排出量の大幅な削減**
⇒社会への貢献度の高い物流の実現

事業概要

1. 補助対象事業者
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
2. 補助対象経費(補助率)
計画策定経費(定額)、運行経費(最大1/2)
3. 平成28年度予算額: 37百万円
平成29年度概算要求額: 56百万円

今後のスケジュール

応募期間: 平成28年9月7日～10月14日
補助対象事業者の認定: 10月以降

コンパクト+ネットワークの実現にとって不可欠な地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援

平成29年度要求額 281億円
(対前年度比 1.23)

地域の特性に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- バス車両の更新 等
- 離島航路・航空路の運航

快適で安全な公共交通の構築

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等
- BRTの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

地域公共交通網
形成計画

地域公共交通再編
実施計画

国の認定

地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
- ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

平成28年度補正要求額 11億円

鉄道施設の安全対策事業 (平成28年度補正予算)

- 安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う軌道改良や信号保安設備等の整備等を支援。

小中学校区

ご近所、自治会

A地区



様々な課題を抱える住民
(生活困窮、障害、認知症等)

地域の社会資源
(インフォーマルサービス等)
ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO 等

地域活動を行う地区社協、福祉委員会等

地域課題の把握

地域活動を行う人材の発掘、育成
→ 生涯現役社会の実現

民生委員・児童委員

相互連携／生活支援コーディネーター、CSW等による
バックアップ(住民による地域活動の体制強化)

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根差した活動を行うNPOなどが中心となって、**小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域活動を把握して解決を試みる体制づくり**を支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

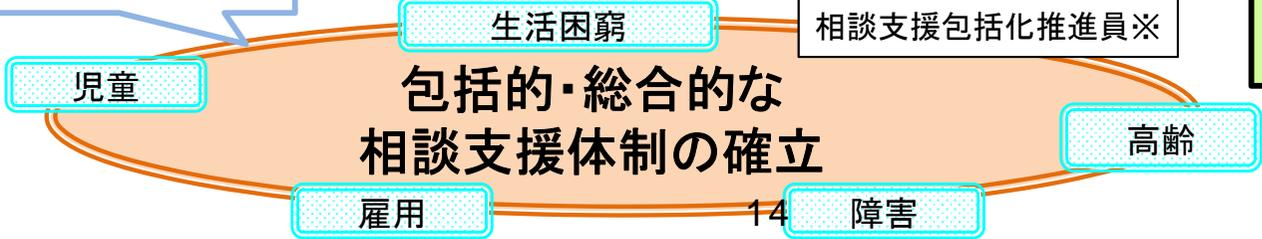
共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築。支援内容の調整等

地域では解決できない課題

※平成28年度モデル事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)で実施



市町村

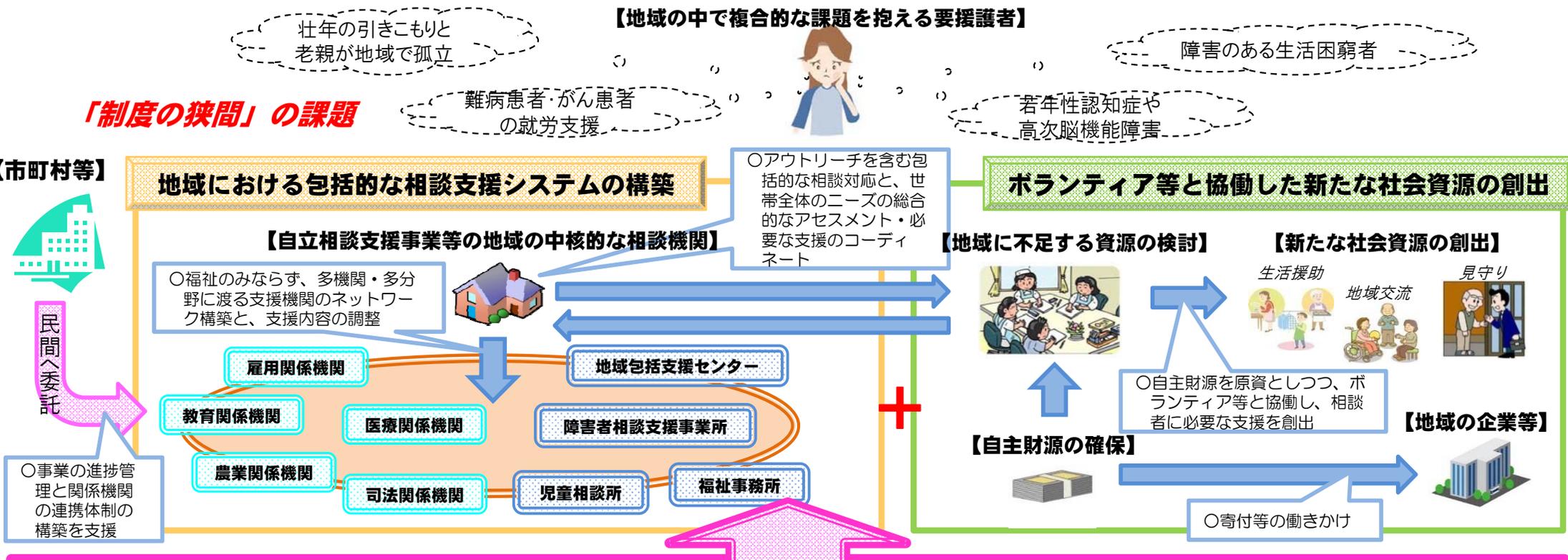
育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護と同時に直面する家庭など、**世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。**

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要なとされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業 ～地域力活性化コンファレンスの開催～

(前年度予算額 32,507千円)
29年度要求額 32,507千円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、学びによる地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発を行う。

I. 地域力活性化支援委員会の設置

- ・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
- ・コンファレンスへのアドバイザー支援。
- ・コンファレンスの研究成果を踏まえた課題解決の実践的取組テキスト(コンファレンス・テキスト)の作成。

コンファレンス企画審査等: 7百万円

II. 地域力活性化コンファレンスの開催

- ・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NP O、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。

全国7ブロック×3百万円、その他経費: 2百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援



コンファレンス
(Conference)

一会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題について協議すること。

コンファレンスの主な実施内容

【27年度実施例】

地域力醸成コンファレンsinしまね

徹底的な事例研究



支援スキル・
ノウハウの習得



関係者間での出会いと対話の創出

成果



- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進

地域エネルギー供給拠点整備事業

平成28年度予算額 30.5億円 (33.9億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 石油製品の安定供給を確保するため、以下の事業について支援します。

(1) 災害時を含む安定供給の維持・確保

- ・ 災害時を含む安定供給を確保するため、①地下タンクの大型化に伴う入換や、②入換に伴う自家発電機導入を支援します。
- ・ また、過疎地での需要減少が見られる中で石油製品の供給拠点を維持すべく、③経営基盤強化のために複数事業者等が行うSSの統合、集約、移転の際の地下タンクの設置や、④簡易計量機の設置を支援します。

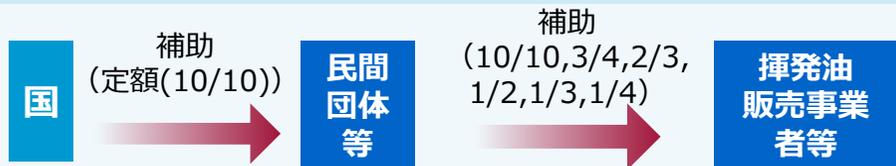
(2) 環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

- ⑤地下タンクからの危険物漏れ防止対策や、⑥危険物の漏れの点検に係る検知検査、⑦地下タンク等の撤去を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保を図り、石油製品供給網の維持・強化や災害対応力の向上を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 災害時を含む安定供給の維持・確保

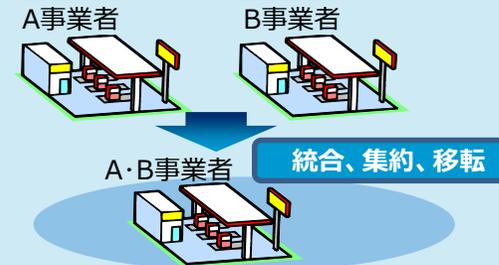
① 地下タンクの大型化等に伴う入換



② 災害対応設備の導入



③ 地下タンクの設置



④ 需要動向に応じたダウンサイジング



(2) 環境・安全対策に係る中小石油販売業者の支援

⑤ 漏れ防止対策

- ・ 内面ライニング施工
- ・ 電気防食システム設置
- ・ 精密油面計設置

⑥ 土壌汚染の早期発見

- ・ 危険物の漏れの点検に係る検知検査等

⑦ 放置防止



石油製品流通網維持強化事業

平成28年度予算額 **7.7億円** (4.9億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 石油製品の安定供給を実現することを目的として、以下の事業を行います。

(1)石油製品流通網再構築実証事業

地域の実情や外部環境の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業等を支援します。

(2)緊急時石油製品供給安定化対策事業

S Sの災害対応能力の強化に向けた研修や訓練等の取組を支援します。

(3)次世代石油製品販売業人材育成事業

外部環境の変化に対応した新たなビジネスモデルへの転換に必要な人材育成の取組を支援します。

成果目標

- 経営者等の能力の向上や災害対応能力強化に向けた研修や訓練、地域の実情等を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業等を行いその有効性を確認することにより、市町村毎に1拠点以上のSSの維持・確保を図り、石油製品供給網の維持・強化や災害対応力の向上を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1)石油製品流通網再構築実証事業

[実証例]



運送事業者と連携した灯油の配達による
配送コストの削減

石油製品の安定供給に向けた様々な実証事業を実施

(2)緊急時石油製品供給安定化対策事業

災害対応能力強化に向けた研修や訓練を実施



災害時における石油製品の安定供給を実現

(3)次世代石油製品販売業人材育成事業

人材育成研修を実施

<講義形式の研修>



<実地の研修>



将来に向けた経営基盤強化を図ることで石油製品の安定供給を実現

石油製品安定供給確保支援事業

平成28年度第2次補正予算案額 **61.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンド(S S)による燃料供給体制を確保するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点 S S」の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としての S S の役割が再認識されました。このため、こうした S S に、自家発電機を整備し、S S の災害時対応能力を強化します。

(2) 中小 S S の生産性向上による経営安定化

過疎地等において中小 S S が中長期的に燃料安定供給の役割を果たすには生産性向上による経営安定化が不可欠です。そのため、

- ① 灯油配送合理化の取組（共同タンク運用・配送等）、② メンテナンス費用が節約可能な簡易計量機や省エネ型機器等の導入を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点 S S」を4年間で8,000カ所整備するとともに、石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回る S S の廃業・撤退に歯止めをかけることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点 S S」の整備

「住民拠点 S S」による自家発電機導入支援



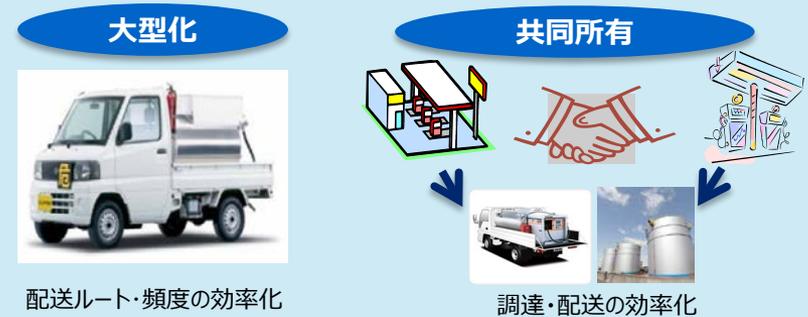
・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) 過疎地等における中小 S S の生産性向上による経営安定化

① 灯油配送合理化（共同タンク運用・配送等）



② 費用節減型設備の導入



地下タンクから簡易計量機への変更によるメンテナンス費用の節減

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成29年度概算要求額 25.5億円 (20.2億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(SS)の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

(2) 「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援

「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)が保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS

※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を今後4年間で8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

(1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

災害対応設備の導入



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

(2) 住民拠点SS、緊急車両用中核SSの供給力強化に係る設備導入支援

地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

(3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費

平成29年度概算要求額 **14.5億円（18.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び、環境・安全対策を支援します。

(1) SS過疎地等におけるSSの生産性向上

- ① SS過疎地等において、需要減少に応じた複数SSの統合・集約・移転を通じた生産性・設備稼働率等の向上を支援します。

(2) SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換

- SSを地域の総合生活サービス拠点に転換し、経営基盤を強化するため、
- ② 地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業や、人材育成・マッチングを支援します。

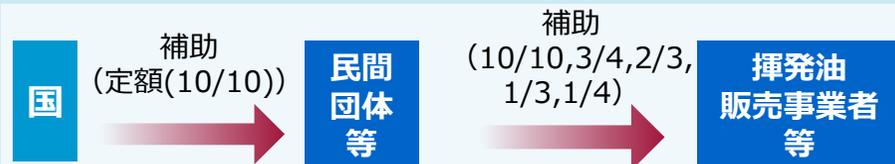
(3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

- ③ 地下タンクからの危険物漏えい防止対策に係る補強等の工事や漏洩点検検査、④ 地下タンク等の撤去を支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、SSの廃業・撤退（現在は年率3.5%減）に歯止めをかけ、石油製品需要の減少並（年率2.5%減）まで抑えることを目指します。

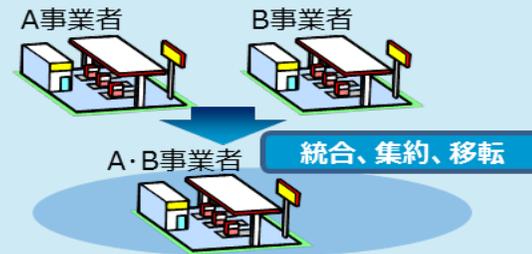
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小SSの生産性向上による経営基盤強化

① SS過疎地等における複数SSの統合・集約・移転



(2) 地域の総合生活サービス拠点への転換

② 実証事業、人材育成・マッチング等

[実証例]



<講義形式の研修>



<実地の研修>



(3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

③ 漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置
- ・危険物の漏れの点検に係る検知検査等

④ タンク放置防止





背景・目的

- 平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、2030年度に2013年度比で26.0%削減するとの中期目標が掲げられ、このうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030年度に2013年度比で約40%減が目標とされており、全部門で最も厳しいものとなっている。
- その達成方策の一つである「地方公共団体の率先的取組と国による促進」として、地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「地方公共団体実行計画事務事業編（以下「事務事業編」という。）」を策定し、PDCAのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めるとしているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例は少ない。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）を組織を挙げて不断に実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業
地球温暖化対策計画を踏まえた事務事業編の改定等、事務事業編に基づく取組の大幅な強化・拡充、及びカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討（施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等）に係る費用を補助。
2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業
先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助。
条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画
※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。
条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

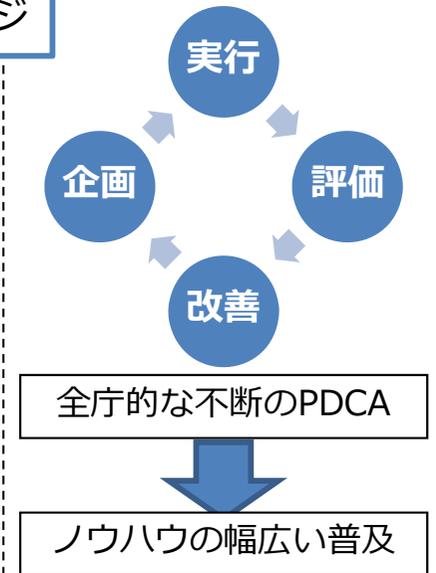
カーボン・マネジメントのイメージ

企画：組織全体のエネルギー起源CO₂排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定。

実行：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。

評価：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。

改善：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

1. 補助対象：地方公共団体（間接補助）
補助割合：都道府県・政令市：1/2、
政令市未滿市町村・特別区及び一部事務組合等：定額（ただし、いずれも上限額1,000万円）
実施期間：3年間（平成28～30年度）
2. 補助対象：地方公共団体（間接補助）
補助割合：都道府県・政令市：1/3、財政力指数が全国平均以上の政令市未滿市町村・特別区及び一部事務組合等：1/2、財政力指数が全国平均未滿の政令市未滿市町村・特別区：2/3
実施期間：5年間（平成28～32年度）

期待される効果

- 「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で累計240件形成し、全国に展開することを目指す。



背景・目的

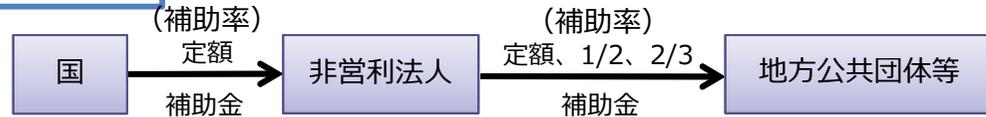
平成28年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（最大5年間）



※民間事業者への補助は経済産業省（資源エネルギー庁）が実施。
（系統連系されていない離島における民間事業者への補助は環境省が実施）

事業概要

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いものに限定する。

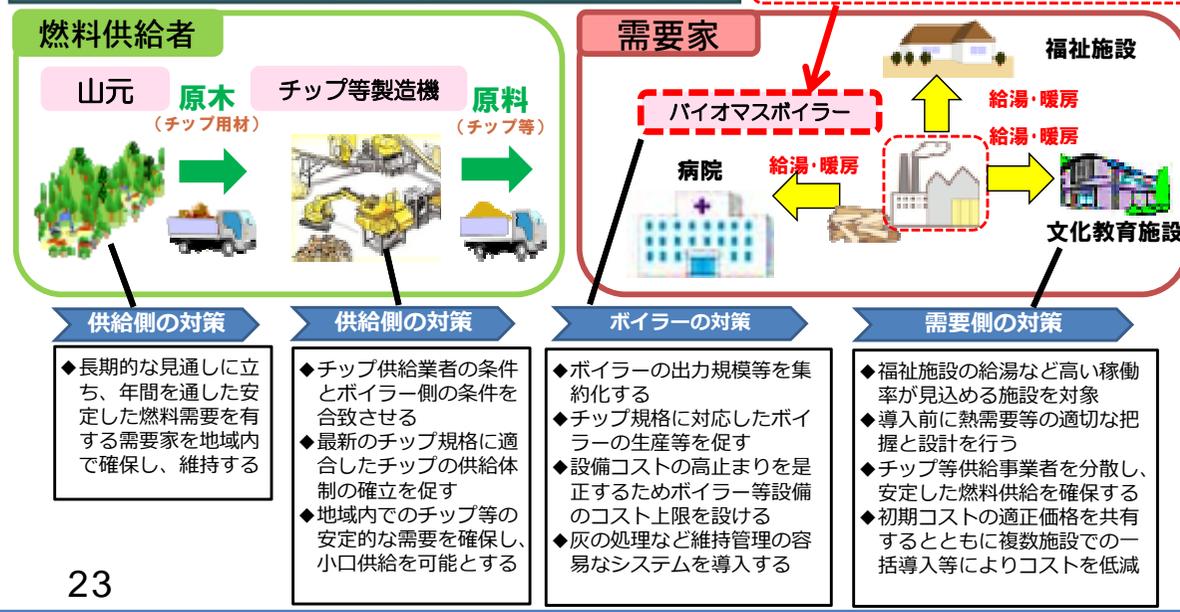
期待される効果

再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。
（本事業によるCO₂排出削減見込量は800,090t-CO₂）

導入拡大への課題と地方公共団体による対応の例

課題と具体例	課題対応の例
持続可能かつ効率的な需給体制の構築	バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング
事業コストの低減	事業適地の減少、土地賃借料の上昇
社会的受容性の確保	周辺住民の理解の醸成、農林水産業者や温泉事業者等との調整
自然環境との調和	太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全
	供給元から需要家までの供給一貫体制の構築、まちづくりと一体となった需要と供給の一致・調整
	公共施設への率先導入、公共用地の提供、事業に係る出資や固定資産税の減免
	地域協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進、離島の自然環境や地理的制約を考慮した適切な導入

事業イメージ（木質バイオマスの例）





背景・目的

- 地震・集中豪雨を始めとする自然災害が多発する我が国においては、大規模集中型の系統に依存しない自立・分散型のエネルギーシステム構築が喫緊の課題。
- 本年4月の熊本地震においては、防災拠点等の公共施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池等のほぼ全てが想定どおりの機能を発揮し、避難民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- また、国の地球温暖化対策計画に基づく温室効果ガス排出削減の中長期目標を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入と徹底した省エネルギーの推進を通じた地域の低炭素化が必要不可欠。
- 「経済対策の策定について（平成28年7月12日内閣総理大臣指示）」において防災対応の強化が対策の柱の一つに掲げられていることも踏まえ、今後発生が想定される大地震や集中豪雨等の自然災害に事前に対応するため、地方公共団体において、平時における地域の低炭素化を実現しつつ、防災・減災や国土強靱化にも資する自立・分散型エネルギーの導入をできるだけ早期に、かつ、広く普及させていくための強力な支援が重要。

事業概要等

地域防災計画に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、コジェネレーションシステム、未利用エネルギー活用設備、省エネルギー設備、蓄電池等を導入する事業を支援。

事業スキーム

国 → 非営利法人 → 地方公共団体、公立大学・病院その他の民間団体
(定額補助) (補助率3/4~1/2)

<参考> 本年4月の熊本地震における再生可能エネルギー設備等の活用例

- 各地の消防本部や避難所が停電。車中泊する市民も発生。
- ⇒ 太陽光発電及び蓄電池等による再生可能エネルギー電気が供給され、
 - 消防本部では緊急出動の迅速な発令や災害情報の収集・整理に効果。
 - 避難所での携帯電話・ラジオの利用や、高効率照明を活用して車中泊者を防災拠点に安全に誘導することが可能に。

環境省（又は非営利法人）

事業計画又は地域計画

補助金等

事業実績報告

交付対象：
地方公共団体等

対象機器（例）



防災拠点への
太陽光発電の導入



避難所施設への高効率ガスコジェネの導入

イメージ

(防災拠点への再エネ導入事業の例)

